

## 将来体制のオプション及び実証事業実施要領骨子（案）について

## 1. 将来体制のオプション及びメリット・デメリットについて

将来的な体制（本格実施時。手数料を取る場合）について、米国及び韓国の例を参考に5つのオプション案を示し、それぞれのメリット及びデメリットを検討した。

なお、参考1に、各オプション案のフロー図を示した。

案	概要	メリット	デメリット
案1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国型（分野毎に実証運営機関兼実証機関を設置）</li> <li>・ 地方自治体もしくはNPO等が実証運営機関兼実証機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体、NPO等の裁量範囲が大きい</li> <li>・ 分野ごとにきめ細かい実証運営ができる</li> <li>・ WG と実証委員会が統一される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体の場合は<u>手数料条例を定める必要がある</u></li> <li>・ 実証運営機関間の品質の統一化が難しい</li> <li>・ <u>実証運営機関の数が多くなる</u></li> </ul>
案2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国型をベースに大分野ごとに実証運営機関を設置</li> <li>・ <u>実証運営機関と実証機関を分離</u></li> <li>・ 公益法人、NPO等が実証運営機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体手数料条例を定める必要がない</li> <li>・ 大分野ごとにきめ細かい実証運営ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実証運営機関間の品質の統一化が難しい</li> <li>・ <u>実証運営機関の数が多くなる</u></li> </ul>
案3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国型（事業全体で1実証運営機関を設置）</li> <li>・ 公益法人、NPO等が実証運営機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体手数料条例を定める必要がない</li> <li>・ 分野ごとの品質の統一化が容易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実証運営機関が対象とする技術分野の範囲が広い <u>&lt;多分野を包括できる機関が存在するか？&gt;</u></li> </ul>

下線部は、各オプションでボトルネックとなりうる事項。

案	概要	メリット	デメリット
案 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国型をベースに、実証運営機関の工程範囲を拡大（WG と実証委員会を統一、効率化）</li> <li>公益法人、NPO 等が実証運営機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体が手数料条例を定める必要がない</li> <li>分野ごとの品質の統一化が容易</li> <li>WG と実証委員会が統一される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実証運営機関が対象とする技術分野の範囲が広い</li> <li>実証運営機関の業務範囲が大きい</li> <li>実証機関の裁量範囲が小さい</li> </ul>
案 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在のモデル事業の体制をほぼ維持</li> <li>実証運営機関は設置しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分野間の品質の統一化が容易</li> <li>モデル事業期間の運営体制をそのまま活用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実証機関が地方自治体の場合は、手数料条例を定める必要がある</li> <li>国直轄なので、柔軟な対応が取りにくい</li> </ul>

下線部は、各オプションでボトルネックとなりうる事項。

## 2. 実証要領の骨子案

上記 1 . に示したオプションそれぞれについて、実証事業実施要領（案）を骨子レベルで整理した。

実証運営機関及び / 又は実証機関の要件については、事業工程別に、参考 2 に示した。

### （案 1）の場合

環境省	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実証運営機関の（公募）・選定</li><li>・ 事業全体の運営管理</li><li>・ 実証対象技術分野の選定</li><li>・ ウェブ登録・公表の実施</li></ul>
環境技術実証事業 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境省により設置</li><li>・ 事業全体の実施事項に関する検討・助言</li></ul>
実証運営機関 （兼実証機関）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当面、地方自治体、NPO 等が対象</li><li>・ <u>地方自治体の場合、手数料条例のある自治体に限られる</u></li><li>・ 実証試験要領の策定</li><li>・ 実証対象技術の公募・選定</li><li>・ 実証試験計画の策定</li><li>・ 実証試験手数料の徴収</li><li>・ 実証試験の実施</li><li>・ 実証試験結果報告書の作成</li><li>・ ウェブ登録・公表の実施</li></ul>
分野別ワーキング グループ（WG）兼 実証委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実証運営機関により設置</li><li>・ 技術大分野ごとの事項の検討・助言</li><li>・ 試験実施に対する検討・助言</li></ul>

### （留意点・論点等）

実証運営機関は公募すべきか？

米国型では、ウェブ登録・公表の作業は実証運営機関と国が共同で実施している模様。

米国型では、WG と実証委員会は基本的に統一。

手数料条例の整備が困難な自治体では、実施不能。

実証運営機関が全国に分散し、制度としての統一が困難？

(案2)の場合

環境省	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実証運営機関の(公募)・選定</li><li>・ 事業全体の運営管理</li><li>・ 実証対象技術分野の選定</li><li>・ ウェブ登録・公表の実施</li></ul>
環境技術実証事業 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境省により設置</li><li>・ 事業全体の実施事項に関する検討・助言</li></ul>
実証運営機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当面、公益法人、NPO 等が対象</li><li>・ 実証試験要領の策定</li><li>・ 実証機関の公募・選定</li><li>・ 実証試験手数料の徴収、実証試験の委託(実証機関)</li><li>・ ウェブ登録・公表の実施</li></ul>
分野別ワーキング グループ(WG)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実証運営機関により設置</li><li>・ 技術大分野ごとの事項の検討・助言</li></ul>
実証機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当面、公益法人、NPO 等が対象</li><li>・ 実証対象技術の公募・選定</li><li>・ 実証試験計画の策定</li><li>・ 実証試験の実施</li><li>・ 実証試験結果報告書の作成</li></ul>
実証委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実証機関により設置</li><li>・ 実証機関に対する検討・助言</li></ul>

(留意点・論点等)

実証運営機関は公募すべきか？

実証運営機関が全国に分散し、制度としての統一が困難？

(案3)の場合

環境省	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実証運営機関の(公募)・選定</li><li>・ 事業全体の運営管理</li><li>・ 実証対象技術分野の選定</li><li>・ ウェブ登録・公表の実施</li></ul>
環境技術実証事業 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境省により設置</li><li>・ 事業全体の実施事項に関する検討・助言</li></ul>
実証運営機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当面、公益法人、NPO 等が対象</li><li>・ 実証試験要領の策定</li><li>・ 実証機関の公募・選定</li><li>・ 実証試験手数料の徴収、実証試験の委託(実証機関)</li></ul>
分野別ワーキング グループ(WG)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実証運営機関により設置</li><li>・ 技術大分野ごとの事項の検討・助言</li></ul>
実証機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当面、地方自治体、NPO 等が対象</li><li>・ 実証対象技術の公募・選定</li><li>・ 実証試験計画の策定</li><li>・ 実証試験の実施</li><li>・ 実証試験結果報告書の作成</li></ul>
実証委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実証機関により設置</li><li>・ 実証機関に対する検討・助言</li></ul>

(留意点・論点等)

実証運営機関は公募すべきか？

韓国型では、ウェブ登録・公表は国が担当。

この体制が最も現実的？ ただし、全分野をカバーできる実証運営機関の存在がネック。

将来的な体制はこれをベースとするが、平成 17 年度は次のような案ではどうか。

平成 17 年度より原則手数料徴収体制に移行する 3 技術分野については、それ以外の技術分野とは別途、事業実施要領を策定。

これら 3 技術分野を平成 17 年度当初から統括できる実証運営機関は想定し難いため、実証運営機関の統一はモデル事業期間終了まで(～平成 19 年度)に確保することとし、当面は技術分野ごとに実証運営機関を設置。

(その他、予算の状況に合わせ、一部国から自治体への直接委託も活用。)

(案4)の場合

環境省	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実証運営機関の(公募)・選定</li><li>・ 事業全体の運営管理</li><li>・ 実証対象技術分野の選定</li><li>・ ウェブ登録・公表の実施</li></ul>
環境技術実証事業 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境省により設置</li><li>・ 事業全体の実施事項に関する検討・助言</li></ul>
実証運営機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当面、公益法人、NPO 等が対象</li><li>・ 実証試験要領の策定</li><li>・ 実証機関の選定</li><li>・ 実証対象技術の公募・選定</li><li>・ 実証試験手数料の徴収、実証試験の委託(実証機関)</li><li>・ 実証試験計画の策定</li></ul>
分野別ワーキング グループ(WG)兼 実証委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実証運営機関により設置</li><li>・ 技術大分野ごとの事項の検討・助言</li><li>・ 実証機関に対する検討・助言</li></ul>
実証機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当面、地方自治体、NPO 等が対象</li><li>・ 実証試験の実施</li><li>・ 実証試験結果報告書の作成</li></ul>

(留意点・論点等)

実証運営機関は公募すべきか？

韓国型では、ウェブ登録・公表は国が担当。

WG と実証委員会が統一される反面、実証機関の業務範囲が極めて限られる。

全分野をカバーできる実証運営機関の存在がネック。

(案5)の場合

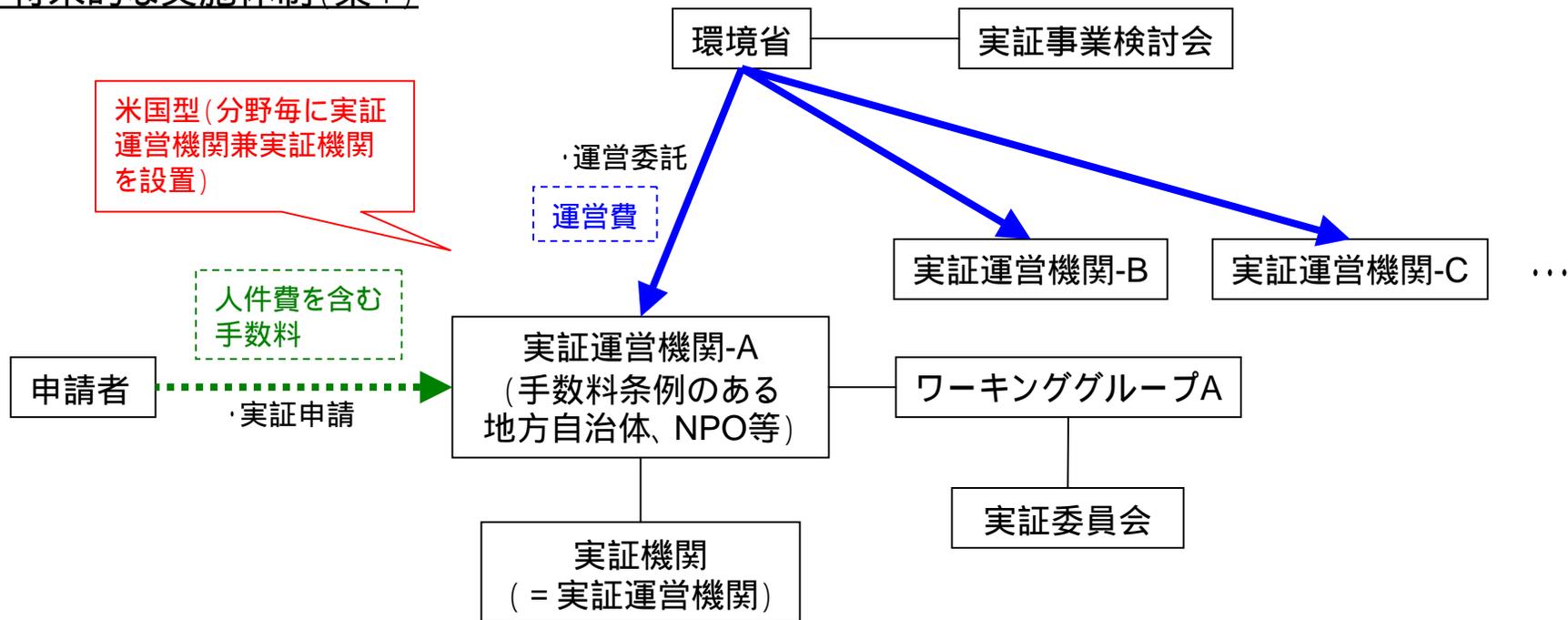
環境省	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業全体の運営管理</li><li>・ 実証対象技術分野の選定</li><li>・ 実証試験要領の策定</li><li>・ 実証機関の公募・選定</li><li>・ ウェブ登録・公表の実施</li></ul>
環境技術実証事業 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境省により設置</li><li>・ 事業全体の実施事項に関する検討・助言</li></ul>
分野別ワーキング グループ(WG)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境省により設置</li><li>・ 技術大分野ごとの事項の検討・助言</li></ul>
実証機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当面、地方自治体、NPO等が対象</li><li>・ <u>地方自治体の場合、手数料条例のある自治体に限られる</u></li><li>・ 実証対象技術の公募・選定</li><li>・ 実証試験計画の策定</li><li>・ 実証試験の実施</li><li>・ 実証試験結果報告書の作成</li></ul>
実証委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実証機関により設置</li><li>・ 実証機関に対する検討・助言</li></ul>

(留意点・論点等)

現行の体制に最も近い形。手数料条例の整備が困難な自治体では、実施不能。

# (参考1) 各オプション案のフロー図

## 将来的な実施体制(案1)



事業工程	担当機関
対象技術分野の選定	環境省
実証試験要領の策定	実証運営機関
実証機関公募・選定	-
対象技術公募・選定	実証運営機関
実証試験計画の策定	実証運営機関
試験実施	実証機関(= 実証運営機関)
報告書作成	実証機関(= 実証運営機関)
ウェブ登録・公表	環境省、実証運営機関

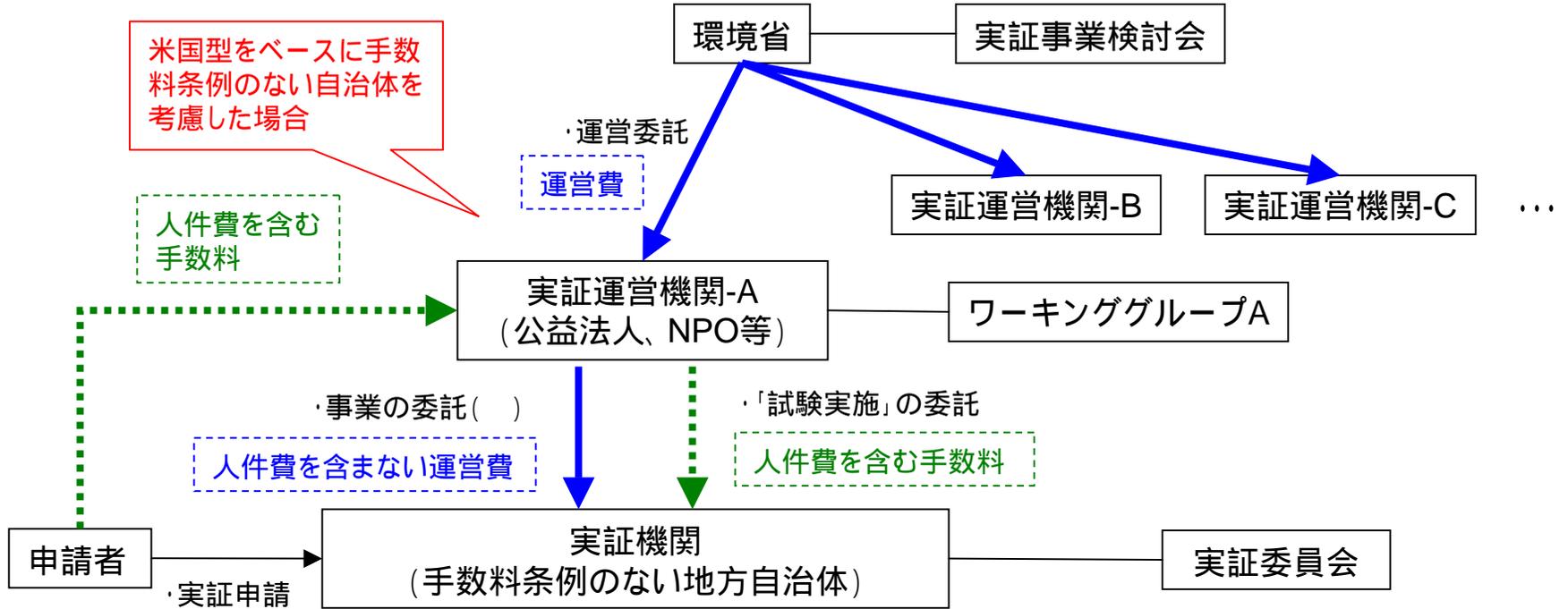
(メリット)

- ・地方自治体、NPO等の裁量範囲が大きい
- ・分野ごとにきめ細かな実証運営ができる
- ・WGと実証委員会が統一される

(デメリット)

- ・地方自治体が手数料条例を定める必要がある
- ・実証運営機関間の品質の統一化が難しい
- ・実証運営機関の数が多くなる

# 将来的な実施体制(案2)



( ) 「対象技術公募・選定」、「実証試験計画の策定」、「報告書作成」に係る業務

事業工程	担当機関
対象技術分野の選定	環境省
実証試験要領の策定	実証運営機関
実証機関公募・選定	実証運営機関
対象技術公募・選定	実証機関
実証試験計画の策定	実証機関
試験実施	実証機関
報告書作成	実証機関
ウェブ登録・公表	実証運営機関

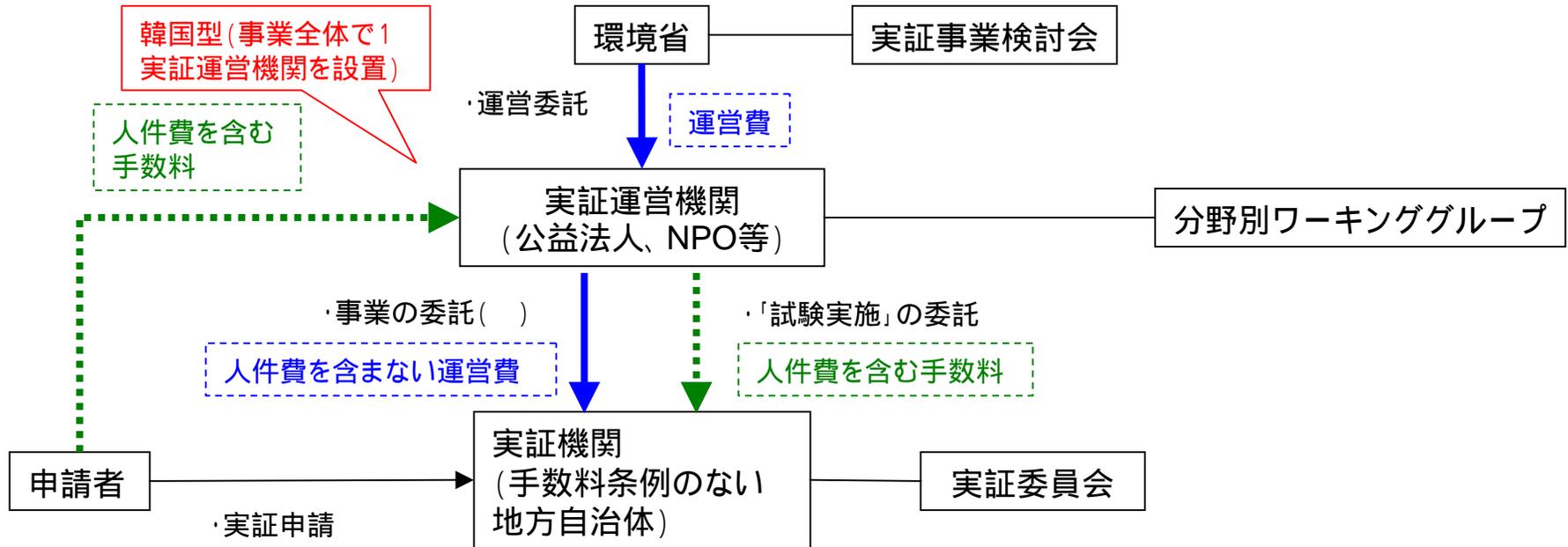
(メリット)

- ・地方自治体が手数料条例を定める必要がない
- ・分野ごとにきめ細かな実証運営ができる

(デメリット)

- ・実証運営機関間の品質の統一化が難しい
- ・実証運営機関の数が多くなる

# 将来的な実施体制(案3a)



( ) 「対象技術公募・選定」、「実証試験計画の策定」、「報告書作成」に係る業務

事業工程	担当機関
対象技術分野の選定	環境省
実証試験要領の策定	実証運営機関
実証機関公募・選定	実証運営機関
対象技術公募・選定	実証機関
実証試験計画の策定	実証機関
試験実施	実証機関
報告書作成	実証機関
ウェブ登録・公表	実証運営機関

(メリット)

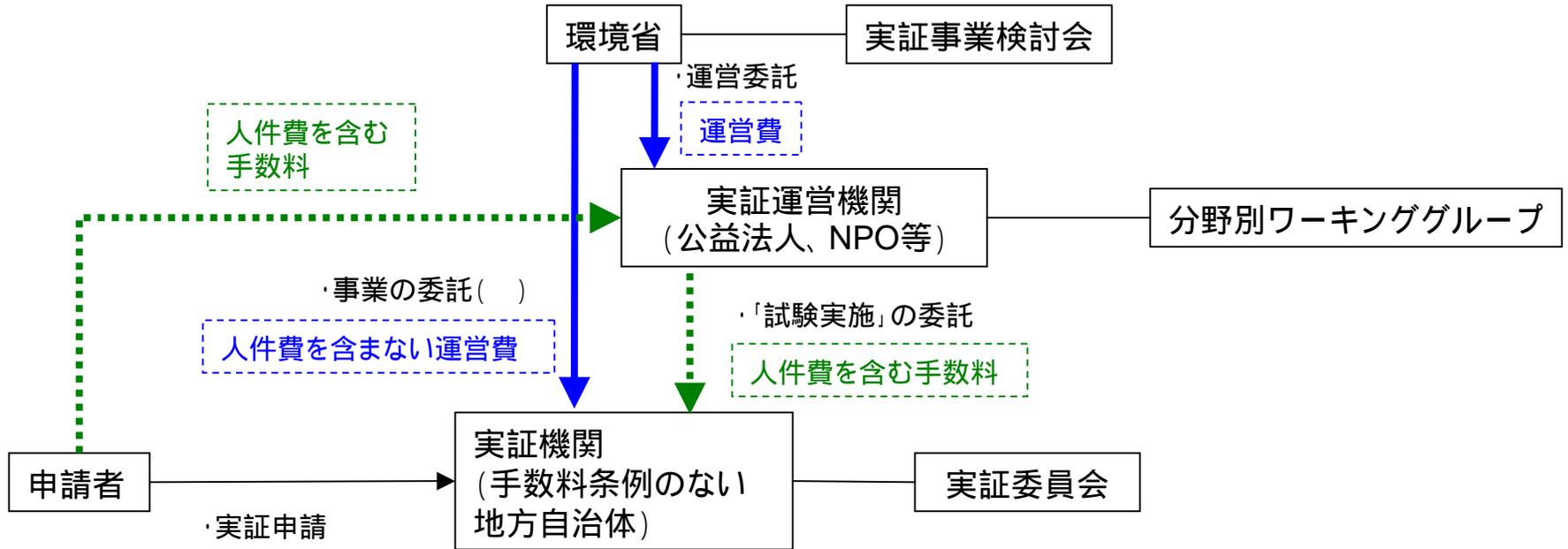
- ・地方自治体が手数料条例を定める必要がない
- ・分野間の品質の統一化が容易

(デメリット)

- ・実証運営機関が対象とする技術分野の範囲が広い

# 将来的な実施体制(案3b)

予算項目上の不整合(自治体委託費/民間委託費)解消までの当面措置  
17年度、山岳トイレと有機性排水処理について試行的に実施



( ) 「対象技術公募・選定」、「実証試験計画の策定」、「報告書作成」に係る業務

事業工程	担当機関
対象技術分野の選定	環境省
実証試験要領の策定	実証運営機関
実証機関公募・選定	実証運営機関
対象技術公募・選定	実証機関
実証試験計画の策定	実証機関
試験実施	実証機関
報告書作成	実証機関
ウェブ登録・公表	実証運営機関

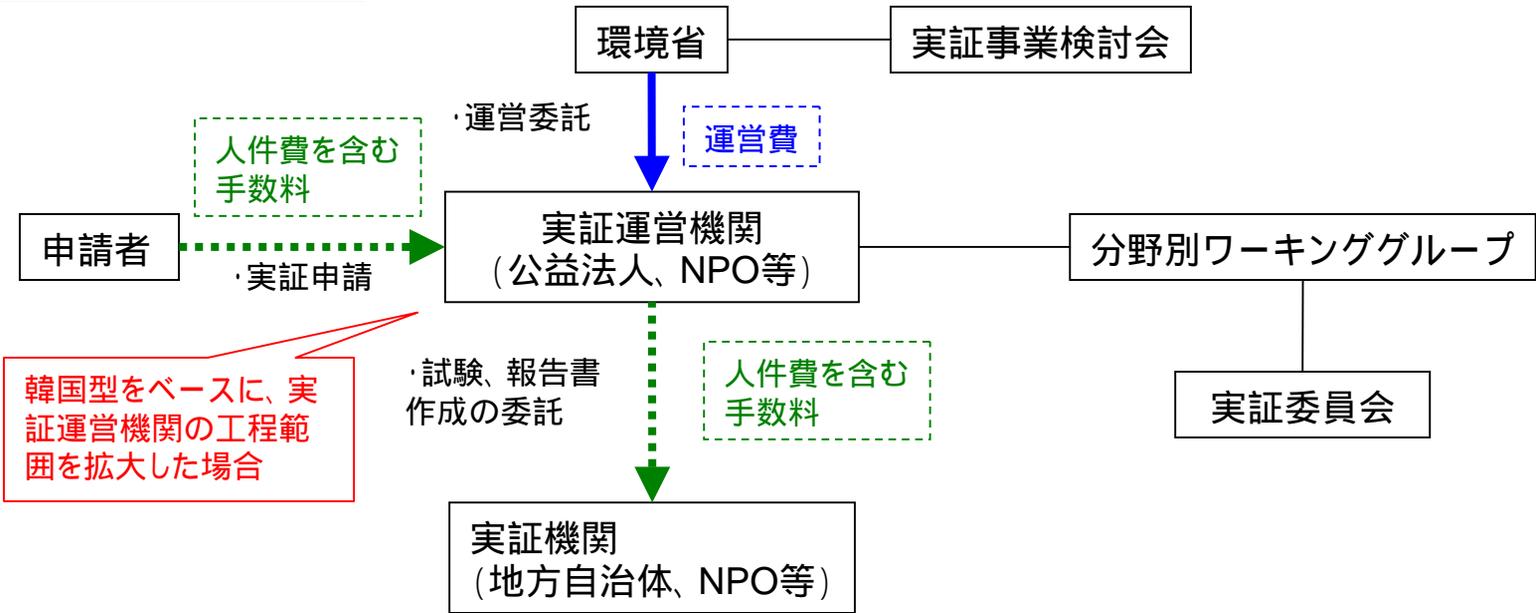
(メリット)

- ・地方自治体が手数料条例を定める必要がない
- ・分野間の品質の統一化が容易

(デメリット)

- ・実証運営機関が対象とする技術分野の範囲が広い
- ・契約が複雑で手続きが煩雑

# 将来的な実施体制(案4)



事業工程	担当機関
対象技術分野の選定	環境省
実証試験要領の策定	実証運営機関
実証機関公募・選定	実証運営機関
対象技術公募・選定	実証運営機関
実証試験計画の策定	実証運営機関
試験実施	実証機関
報告書作成	実証機関
ウェブ登録・公表	環境省

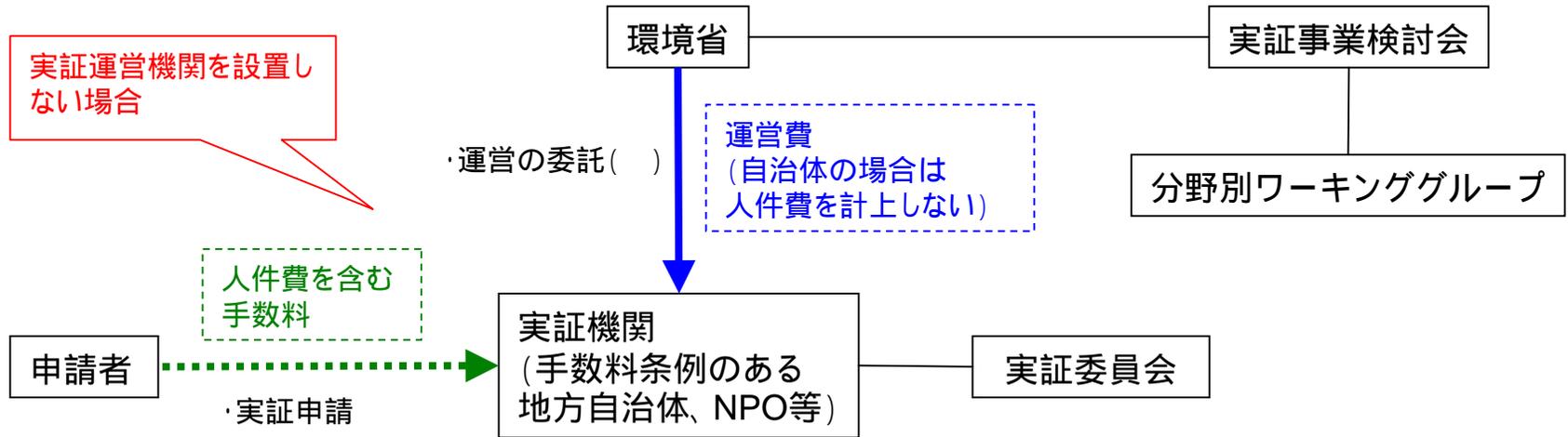
(メリット)

- ・地方自治体が手数料条例を定める必要がない
- ・分野間の品質の統一化が容易
- ・WGと実証委員会が統一される

(デメリット)

- ・実証運営機関が対象とする技術分野の範囲が広い
- ・実証運営機関の業務範囲が大きい
- ・実証機関の裁量範囲が小さい

# 将来的な実施体制(案5)



( ) 「対象技術公募・選定」、「実証試験計画の策定」、「報告書作成」に係る業務

事業工程	担当機関
対象技術分野の選定	環境省
実証試験要領の策定	環境省
実証機関公募・選定	環境省
対象技術公募・選定	実証機関
実証試験計画の策定	実証機関
試験実施	実証機関
報告書作成	実証機関
ウェブ登録・公表	環境省

(メリット)

- ・分野間の品質の統一化が容易
- ・モデル事業の体制をそのまま活用できる

(デメリット)

- ・地方自治体が手数料条例を定める必要がある
- ・国直轄なので、柔軟な対応が取りにくい

(参考2) 実証運営機関 / 実証機関の要件 (事業工程別)

実証運営機関

実証機関

事業工程	要件	実証運営機関				実証機関		
		実証試験 要領の策定	実証機関 公募・選定	対象技術 公募・選定	実証試験 計画の策定	試験実施	報告書作成	ウェブ 登録・公表
組織・体制	十分な体制							
	十分な人員							
	組織間の役割分担、責任体制の明確化							
	品質管理システムの構築 (管理上の要求事項)							
	品質管理システムの構築 (技術的要求事項)	×	×	×	×		×	×
	品質管理システムの文書化							
	品質管理システムの実施							
	内部監査の実施							
	記録保持の実施							
技術的能力	技術分野に関する十分な実績	1	1	1	1	1	1	×
	技術分野に関する知見を有する十分な 人員							×
	試験実施能力を有する十分な人員	×	×	×	×		×	×
	試験実施能力を有する十分な設備	×	×	×	×		×	×
	試験研究機関を持たない場合の連携体 制の明確化	×	×	×	×		×	×
公平性の 確保	情報や対応の公平性確保							
	機密保持の実施							
公正性の 確保	特定の者に対する不適切な助言等の禁 止							
	特定の者との利害関係が影響を及ぼす 恐れがないこと							
	異議申し立て等に対する適切な処置・記 録・是正処置の実施							
経理的基礎	十分な経理的基礎及び財務上の独立性	2	2	2	2	2	2	2
	定期的な会計監査の実施	2	2	2	2	2	2	2

1 : 既存組織の場合は            2 : 公益法人、NPO 等は   、地方自治体は×